

SUPREME COURT
OF BRITISH COLUMBIA

VANCOUVER
REGISTRY



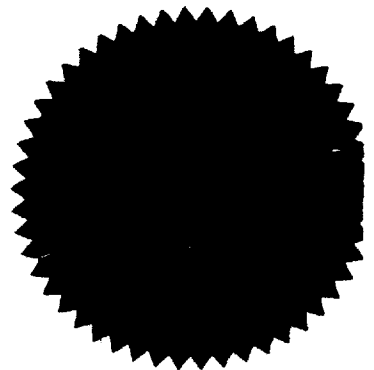
SUPREME COURT
OF BRITISH COLUMBIA
VANCOUVER REGISTRY



IN THE SUPREME COURT OF BRITISH COLUMBIA

NO. E021298
VANCOUVER REGISTRY

ALEXANDER MURRAY WOOD



AYAKO WOOD

DEFENDANT

ORDER

BEFORE THE HONOURABLE
MR. JUSTICE HOOD

) WEDNESDAY THE 18TH DAY
) OF FEBRUARY, 2004

THE TRIAL of the within proceeding coming on for hearing before me on this day in Vancouver, British Columbia, on February 9, 10 and 11, 2004; AND UPON hearing FIONA K. ROBIN, counsel for the Plaintiff and no one appearing for the Defendant; AND UPON having read the pleadings and what was alleged by counsel aforesaid:

3B AND JUDGEMENT RESERVED UNTIL THIS DATE

THIS COURT ORDERS THAT:

1. The Plaintiff will have sole custody and guardianship of ALEXANDER TAKARA MANIWA-WOOD, born May 21, 1994 and MANAMI SHEONA MANIWA-WOOD, born January 6, 1997 (the "Children").
2. The Defendant will have reasonable access to the Children only if the following occur:
 - a. The Defendant must produce to the Plaintiff, by the second last day of each month, her exact, complete monthly work schedule for the following month, and
 - b. Upon receipt of the Plaintiff's schedule setting out the Defendant's access for the following month (the "Schedule of Access"), the Defendant must confirm, in writing, and in English, and deliver to

BJ the confirmation / BJ

A. 2004年2月18日(水曜日)

ブリティッシュコロンビア州
地方裁判所
登記所
バンクーバー登記所

No. E021298
バンクーバー

ブリティッシュコロンビア地方裁判所

アレキサンダー・マレイ・ウッド

原告

対

アヤコ・ウッド

被告

命令
フッド判事

2004年2月18日(水曜日)

この訴訟の審理が2004年2月9、10、11日に私の前で行われ、被告側は誰も出頭しなかったが、原告の代理人フィオナ・K・ロビンの議論を聞き、訴答書面および上記の代理人の主張を読み(そして判決は今日まで差控えられた)、

当裁判所は以下のように命令する:

1. 原告は、1994年5月21日出生のアレキサンダー・タカラ・マニワ-ウッドと1997年1月6日出生のマナミ・シェオナ・マニワ-ウッド(「子供達」)の単独監護権及び親権を有する。
2. 以下の条件の下で、被告には子供達への合理的な面接交渉権が与えられる:
 - a. 被告は、毎月最終日前日に、次の月の仕事の正確で完全なスケジュールを原告に提出する。
 - b. 被告の次の月の面接交渉権を設定した原告によるスケジュール(「面接交渉権スケジュール」)を受取ってから48時間以内に、被告は英語による書面で面接交渉権スケジュールで設定された面接交渉権を行使することを確認し、Eメールによりその確認書を原告に配達する。

被告がパラグラフ 2 (a)または(b)を遵守しなかった場合は、その月の面接交渉権はないものとする。

3. 面接交渉権スケジュールを設定する際、原告は以下のことを行う：

a. 毎月被告のスケジュールに基づき、少なくとも週末1回、多くとも週末2回の面接交渉権（「週末面接交渉権」）を割り当てるものとするが、被告にクリスマス休みまたは春休みに面接交渉権がある場合、または子供達が原告か被告と休暇をとっている場合はその例外である。

b. 毎月、週の半ばで被告が午後4時から7時の間に子供達と一緒に過ごせる日2日を割り当てるものとする。これらの日は、被告のスケジュールと子供達の課外活動に基づいて割り当てるものとする。原告は子供達を被告の家の前で午後4時に降ろし、被告は子供達を原告の家の前で午後7時に降ろすものとする。

c. 12月は、被告のスケジュールに基づき、12月27日から子供達がクリスマス休みが終わり学校に戻る前夜の7時まで毎日面接交渉権を割り当てるものとする（「クリスマス休み面接交渉権」）。

d. 奇数年の3月は、被告のスケジュールに基づき、春休み中できるだけ多い日を被告に割り当てるものとする（「春休み面接交渉権」）。

e. 偶数年でイースターがある月は、被告のスケジュールに基づき、イースターの週末を被告に割り当てるものとする。

4. 子供達は週に2回、就寝前に被告に電話する。被告が家にいないときは、子供達は被告の携帯電話に電話する。被告に電話で連絡が取れないときは、子供達はEメールを送る。

5. 被告は毎年連続して3週間の休暇を子供達ととることが出来るが、子供達が連続して10日以上学校を休まずにすむように、その3週間のうち2週間のみ、子供達の学期中にとることが出来る。被告は、この休暇を取る意思を英語の書面によって毎年3月30日までに原告に知らせなければならない。被告が彼女の雇用者の休暇を与える手続きに関する方針が変更されたことの通知を受けた場合は、その変更に関して速やかに原告に知らせなければならない。

6. 週末面接交渉権は、金曜日の夕方5時に原告が子供達を被告の家の前で降ろした時点で開始し、日曜の夜7時に被告が子供達を原告の家の前で降ろした時点で終了する。

7. 被告は、面接交渉権スケジュールで規定された通り、面接交渉権がない時は如何なる時も、子供達に連絡を取ったり、連れ戻したりしてはならない。

8. 1968年6月2日出生の被告、アヤコ・ウッドは、原告または原告の面前にいる子供達に嫌がらせをしたり、不快な思いをさせたり、または連絡を取ったり、またはそうすることを試みることを禁じられる。
9. 被告は、子供達のスポーツ行事及び学校の特別行事に出席するため意外は、子供達の学校行事に出席してはならない。学校の特別行事とは、学校でのコンサート及び学校での劇であると定義されるものとする。
10. 被告は、原告の書面による承諾または当裁判所の命令なしに、如何なる時も子供をブリティッシュコロンビア、Lower Mainlandの管轄外に子供達を連れ出してはならない。
11. 1968年6月2日出生の被告、アヤコ・ウッドは、各月の面接交渉権スケジュールに基づき子供達を被告のもとに返す以外は、如何なる理由においても被告の家に行くことを禁じられる。
12. 原告と被告はそれぞれ、子供達と相手方との関係を助長するような妥当な処置をとるものとする。原告も被告も、子供達の面前で相手方をけなすようなことは言ってはならないものとする。
13. 各当事者は、この命令によって義務付けられた面接交渉権に関する手続きについて、当裁判所に申立てをすることが出来るものとする。
14. 被告は、この訴訟手続きの費用を原告に支払うものとする。
15. 申請の自由